

## 従業員採用（内定）後における関係書類の取扱い

昭和50年2月17日付けの労働省労働基準局長、婦人少年局長の連名通達により、労働基準法及び労働安全衛生法にもとづく関係書類の記載については、次のように定められていますので、同和問題の正しい認識の上に立って、現在使用中又は提出を求められている関係書類の内容について、早急に整理・改訂するようにしてください。なお、この通達は平成9年2月21日に改正され、平成9年4月1日から施行されています。

### (1) 労働基準法関係

- ① 労働基準法第57条に定める年少者の年齢証明書については「住民票記載事項の証明書」を備えれば足りることとなっています。
- ② 戸籍謄（抄）本及び住民票の写しは、画一的に提出又は提示を求めないようにし、それが必要になった時点（例えば、冠婚葬祭等に際して慶弔金等が支給されるような場合で、その事実の確認を要するとき等）で、その具体的必要性に応じ、本人に対し、その使用目的を十分説明のうえ提示を求め、確認後すみやかに本人に返却してください。
- ③ 就業規則等において、一般的に採用時、慶弔金等の支給時等に戸籍謄（抄）本、住民票の写し等の提出を求める旨を規定している事例がありますが、これらについても、可能な限り「住民票記載事項の証明書」により処理することとするなど、必要な見直し及び変更を行ってください。